



協働のまちづくりに関する
意見交換会

心豊かで活力に満ちた地域社会の実現にむけて 狭山市協働によるまちづくり条例可決

12月定例会
11月28日～12月14日

第4回定例会では、「狭山市協働によるまちづくり条例」など、12議案が市長から提出されました。議長を除く21人の議員で採決した結果、原案のとおり可決・承認しました。(採決の結果は4ページ)

主な議案審議

◆まちづくり条例の制定

市民と市が理念を共有し、協働によるまちづくりを推進するもの

◆前文を設けた理由は、

前文は、まちづくりについでに市民と市の決意を示すために設けている。市民との意見交換会から出された意見である「自分たちのまちは自分たちでつくる」という想いを合言葉に、力を合わせて協働によるまちづくりに取り組んでいきたい。

◆これまで協働ガイドラインを定めて協働への取り組みを進めてきたが、改めて

条例制定に至った経緯は。
A ガイドライン策定から6年が経過し、本市を取り巻く状況が変化したことや、市民のまちづくりに参画したい想いが強くなっていく状況が踏まえ、「協働」を公共的課題の解決手段だけでなく、心豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための手段とするための共通理念として条例制定が必要になったため。

◆実効性のあるものにするための検討方法と、近隣の条例の制定状況は。
A 条例制定に向けた市民検討委員会の中で出された意見を参考に、方法を検討していく。近隣市は、所沢市が平成16年に街づくり条例

を、入間市も16年に元気な入間まちづくり基本条例を、日高市が21年に市民参加条例を制定している。

◆協働の拠点として位置づけられている、さやま市民大学との今後の連携は。
A 協働によるまちづくりを推進するためには、まちづくりへの想いを持った人づくりが大切になり、条例の基本的施策に人材の育成を掲げているため、さやま市民大学の位置づけがさらに高まっていくものと考えている。

◆市と市民の連携とは、具体的にどのようなことを期待しているのか。
A 地域の課題を、市民と市

◆狭山市協働によるまちづくり条例(前文)
 狭山市は、武蔵野の緑や入間川の豊かな自然の中で、多くの先人たちの英知と不断の努力によって歴史や文化が育まれるとともに、首都近郊の住宅都市として、また工業都市として発展してきました。
 こうした中で、狭山市を取り巻く状況は大きく変化してきていますが、私たちのまち狭山を誰もが住みたい、そして住み続けたいと思う魅力あふれるまちとして、次の世代へ引き継いでいくためには、狭山市への愛着と誇りを育み、市民及び市が連携してまちづくりに取り組む必要があります。
 そこで、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」を合言葉に、市民及び市が力を合わせて魅力あふれるまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。

※前文…条文の前に置かれ、条例制定の趣旨、目的、基本原則などを述べた文章

◆市民健康文化センター(サンパーク奥富)の指定管理者の指定
Q 現指定管理者の構成員から1社がかわった次期指定管理者だが、前回応募時の提案で実現したことは。
A 利用時間1時間延長の無料化や、毎週土曜日の歩行浴槽の営業開始時間の前倒し、公衆無線LANの整備などの提案はおおむね実現できている。

◆市民にとって期待できる新たな提案は。
A 毎月第3土曜日に、子育て家庭の利用料金を無料とすることや、子どもたちの夏休みなどに学習をサポートする地域の寺子屋事業など、地域の公民館や学校などと連携した事業が提案され、利用者サービスの向上が期待できる。

◆市立保育園の指定管理者の指定
Q 保育所の指定管理の選定で、公募にするか特命にするかの基準は。
A 保育所は、指定管理者運用指針の特命により指定管理者を選定する要件である「施設の特異性から、専門性と継続的な管理運営が必要となり、適切な指定管理者が特定の団体に限定される場合」に該当するため、今回特命による選定とした。

◆指定管理者とは
 公の施設の管理運営を、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が代行することで、民間の持つ能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的としている。
 狭山市では、原則、公募により選定しているが、「指定管理者運用指針」に定める要件に該当する場合、特命により選定できる。

◆ふれあい健康センター(サピオ稲荷山)の指定管理者の指定
Q 民営化に向けた取り組みの中で、利用者が減少するなどの影響は。
A 運営に対する特段の支



サピオ稲荷山のプール

◆市立児童館(狭山台・広瀬)の指定管理者の指定
Q 児童館のあり方に対しての市の考えは。
A 改正ガイドラインに則し、各児童館では子ども運営委員会を開催し、子どもたちの意見を事業に反映させている。

◆地域の拠点施設として、NPO法人との共同事業や公民館との共催事業などを実施し、地域に根ざした児童館運営を行っていく。

障は生じていない。本年度の利用者数は昨年度同時期と比較して、減少しているが、民営化の取り組みに由来するものであるかは、明確な判断はできない。
 しかしながら、本年度末をもってサピオが閉館されるといった、利用者が不安になる情報なども多少影響があったのではないかと考えられる。

◆利用者数の減少に対する今後の対応は。
A 来年度以降の2年間は現指定管理者による管理運営が続くことの周知を改めて行い、さらなる利用の促進に努めていく。

◆市立老人福祉センターの指定管理者の指定
Q 老人福祉センター3館のそれぞれの耐用年数は。
A 3館とも鉄筋コンクリート構造で法定耐用年数から50年とみなすと、残りの年数は、宝荘が1年、寿荘が14年、不老荘が31年である。法定耐用年数は税法上定められているもので、耐震補強工事も実施しており、ここ数年で使用できなくなることはないと考えている。

◆商工会館の指定管理者の指定
Q 指定管理の期間が平成31年4月から34年3月の3年間である理由は。
A 狭山市公共施設再編計画の中で、34年度にその機能を産業労働センターに集約し、建物は狭山商工会議所へ譲渡する。
 今後の商工会議所との協議を含めて、事務手続など